

代議員選任規程

2011年4月1日制定
2012年6月6日改定
2015年5月27日改定
2016年5月25日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会の定款第6条及び第8条に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この法人は、代議員を医育機関代議員と病院代議員、女性枠代議員に区分する。
(1) 医育機関代議員とは、大学（大学校を含む）及びその附属機関に勤務する代議員をいう
(2) 病院代議員とは、前号以外の代議員をいう
(3) 女性枠代議員とは、(1)・(2)の代議員の他に、女性枠で選出された代議員をいう
2 医育機関代議員と病院代議員、女性枠代議員は、いずれも代議員として同一の権限を有し、その間に権限の差をつけてはならない。

(方法)

第3条 前条第1項(1)、(2)号に該当する代議員は、正会員による選挙で選任することとし、代議員選任選挙管理委員会の管理の上で、別に定める選挙管理細則、代議員選任選挙細則に従って行う。
2 前条第1項(3)号に該当する女性枠代議員については、正会員による選挙で選任することとし、代議員選任選挙管理委員会の管理の上で、別に定める選挙管理細則、女性枠代議員選任選挙細則に従って行う。

(定数)

第4条 代議員の定数は、下記の通り定める。
(1) 医育機関代議員 180名以内
(2) 病院代議員 120名以内
(3) 女性枠代議員 45名以内

(選任)

第5条 代議員は、代議員選任選挙終了以降に開催される直近の定時社員総会の承認により選任される。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(2)に従ってなす。

附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. この法人設立時の代議員は、2011年度日本麻酔科学会代議員就任予定者及び各選挙区から推薦された者とし、その任期は2013年3月31日までとする。
4. この規程第2条第1項3号、第3条第2項、ならびに第4条第1項3号は「公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について（周知）」内閣府大臣官房公益法行政担当室長（府益担第7193号 H25.12.27）、「公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」内閣府男女共同参画局長（府共第812-1号 H25.12.20）に基づき施行するものとし、その目標に達した際は廃止とする。